

宮崎県教育研究連合会

管理職等任用試験練習問題(2025年度版)

(問題編)

- I 練習問題です。事前配布した場合は、研修会当日までに、各自で、内容を研究しておいて下さい。研修会では、模範解答を示し、内容を検討します。ただし、問題数が多いので、全ての問題について、事前に検討する時間はないかと思えます。問題に目を通すだけでも結構です。
- II またもや内容を欲張りすぎたので、相当に、設問が多くなりました。また、解答欄が、狭いかも知れません。その場合は、別紙等をお願いします。
- III 全て(校長・教頭 共用)として作問してあります。しかし、設問によっては、「教頭として」等の指定があるものもあります。その場合は、各自の受験される職種に読み替えての解答をお願いします。
- IV 解答編に示した解答例は、必ずしも、模範解答や正解ではありません。解答例を批判的に、評価者の目で読んで、是非を問い直し、自分ならどう書くかを考えてみてください。
- V 今回の内容は以下の通りです。昨今の動向を踏まえた内容項目を中心に作問しました。
- 1 教育振興基本計画(1)・(2)
 - 2 学校における働き方改革と教師を取り巻く環境整備(1)～(4)
 - 3 こども基本法とこども大綱
 - 4 不登校問題(1)・(2)
 - 5 「生徒指導提要」の改訂とこれからの生徒指導(4)～(6)
 - 6 教員育成指標(過去問)

※5は2024年版への増補追加版です。

参考文献

- ・宮崎県教育関係者必携(令和4年度版) 宮崎県教育庁教育政策課編 (第一法規・2022年)
- ・教育法規便覧(令和4年度版) 窪田眞二・小川友次著 (学用書房・2022年)
- ・2025学校管理職選考試験問題集 学校管理職研究会編 (教育開発研究所・2024年)
- ・2024学校管理職専攻面接合格虎の巻 学校管理職研究会編 (教育開発研究所・2024年)
- ・(月刊)教職研修 2024年1月号 他 (教育開発研究所)
- ・(月刊)別冊教職研修・学校管理職合格セミナー 2022年11月号、2023年1月号 他 (教育開発研究所)

1 教育振興基本計画

次の文は、「教育振興基本計画」(2023年6月16日閣議決定)からの抜粋です。空欄に適切な語句を記入しなさい。なお、同じ番号の空欄には同じ語句が入ります。

(1) 今後の教育政策に関する基本的な方針(総括的な基本方針 コンセプト)

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、本計画では(①)年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「(②)な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差した(③)の向上」を掲げる。両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの(④)な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要である。

(2) 日本社会に根差した(③)の向上

(③)とは身体的・精神的・(⑤)的に良い状態にあることをいい、(⑥)的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる(⑦)的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、(⑤)が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。(③)の捉え方は国や地域の文化的(⑤)的背景により異なり得るものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様な(③)の求め方があり得る。すなわち、(③)の実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や(⑤)が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差した(③)の向上を図っていくことが求められる。

(3) 5つの基本的な方針

本計画においては、以下の5つの基本的な方針を定める。

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて(⑧)人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す(⑨)社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育(⑩)(DX)の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・(⑪)

(4) 本計画においては、「5つの基本的な方針」の下、実効ある教育政策を進めていくため、令和(⑫)年度から令和(⑬)年度までの5年間にわたる16の「教育政策の目標」を示し、その目標を実現するために必要となる「基本施策」、目標の進捗状況を把握するための「指標」を示している。

(5) 今後5年間の教育政策の目標

- 目標 1:(⑭)の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
- 目標 2:豊かな心の育成
- 目標 3:健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- 目標 4:(⑮)社会における人材育成
- 目標 5:(⑯)を担う人材育成
- 目標 6:主体的に(⑰)に参画する態度の育成・(⑱)の醸成
- 目標 7:多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
- 目標 8:生涯学び、活躍できる環境整備
- 目標 9: 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による(⑲)の向上
- 目標 10: 地域コミュニティの基盤を支える(⑳)の推進
- 目標 11: 教育DXの推進・(㉑)人材の育成
- 目標 12: 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- 目標 13: (㉒)状況、(㉓)条件によらない質の高い学びの確保
- 目標 14: NPO・企業・(㉔)等との連携・協働
- 目標 15: 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- 目標 16: 各ステークホルダーとの(⑨)を通じた計画策定・フォローアップ

(1)①	②	③	④				
(2)⑤	⑥	⑦					
(3)⑧		⑨	⑩		⑪		
(4)⑫	⑬						
(5)⑭		⑮	⑯	⑰		⑱	
	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	

[関連法規等](1)~(5)教基法 17 条

1 教育振興基本計画(2)(ウェルビーイング)

次の設問に答えなさい。

- (1) 「教育振興基本計画」で示されている「ウェルビーイングの概念」とは、どのようなものか、簡潔に述べなさい。また、子供たちのウェルビーイングを高めるために、校長としてどのような取組を行うか、「教育振興基本計画」に示された内容をもとに、具体的に2点述べなさい。
- (2) 「教育振興基本計画」で示されている5つの基本方針のうち、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」に向けて、あなたは教頭としてどんな取組をしたいと考えるか、具体的に答えなさい。

2 学校における働き方改革と教師を取り巻く環境整備(1)

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)』(2023年8月28日)について次の設問に答えなさい。

- (1)「提言」は、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく14の取組の実効性を確保するため「対応策の例」を示しています。このうち「基本的には学校以外が担うべき業務」として挙げた4つの業務のうち、1つを挙げ、①現在勤務する学校においてどのような具体策を講じているか、②どのような課題があるか、③課題に対してあなたが取り組みたいこと、について簡潔に書きなさい。
- (2)「提言」は、全ての学校において授業時数について点検した上で、各学校の実情を踏まえ、指導体制や教育課程編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とすることを求めています。現在勤務する学校で、本年度新たに見直しを行ったことを具体的に書きなさい。また、その際に留意している点があればあわせて書きなさい。
- (3)学校における働き方改革の推進により、教職員の在校等時間が短くなり、学校行事の縮減も進んできています。一方で、地域の方から、地域行事をコロナ禍以前のように実施したいので教師と生徒に参加してほしいとの依頼がありました。校長としてどのように対応するか、述べなさい。

2 学校における働き方改革と教師を取り巻く環境整備(2)

令和6年5月13日に、中央教育審議会初等中等教育分科会「質の高い教師の確保特別部会」から、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)(以下「審議まとめ」という)が出されました。これについて、以下の問いに答えなさい。

- (1) 審議まとめでは、我が国の教師を取り巻く環境の現状として、令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の上限指針の策定、いわゆる「3分類」に基づく学校・教師が担う業務の適正化・教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充などが進展したとの成果を示す一方で、いくつかの課題を示している。どのような事項があるか、列記しなさい。
- (2) 審議まとめでは、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿について、どのように述べているか、簡潔に書きなさい。
- (3) 「勤務時間の上限規制指針」では、1ヵ月あたりの超過勤務時間の上限を原則45時間とし、服務監督者である教育委員会や校長が業務量の適切な管理を行うこととしています。勤務校の教職員の勤務時間の実態を踏まえて、指針が示す上限の実現に向けてあなたならどのような具体策を考えるか、箇条書きであげなさい。
- (4) 校長より、時間外勤務時間が月45時間を超える教職員の把握と指導を行うよう指示があった。この指示を受け、教頭として自校の課題を明らかにし、改善策を具体的に述べなさい。

2 学校における働き方改革と教師を取り巻く環境整備(3)

近年、教師の長時間勤務の問題や、教員採用試験の倍率の低下、「教師不足」などが一体の問題として取り沙汰され、社会問題になっています。そのような中であって、各学校における働き方改革は、一定の成果はあげているものの、まだ、十分とは言えず、一層、複雑化・多様化しています。学校課題を解決するためには、より一層業務内容の削減を図りながら、教職員一人一人がやりがいを実感できるような学校づくりが求められます。

そこで、業務や行事等を削減しながら、教職員一人一人がやりがいを実感できるような学校づくりを進める上で、あなたが大切にしたい考えを述べなさい。次に教職員がやりがいを実感できるような学校づくりのために、校長として取り組みたいことについて、具体的に2・3つ述べなさい。

★1 フィードフォワード⇒メンバーの将来に向けた改善点や目標達成に向けたアイデアを話し合う取り組み。結果に対してアドバイスや指導を行うフィードバックとは反対の取り組みであり、過去や現在ではなく、未来に焦点を置くことが前提となる点の特徴。将来を良い方向へと変えていくための前向きな意志や意欲を醸成することを狙いとした、人材育成の手法のひとつです。

★2 エージェント⇒変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力

OECDの「教育とスキルの未来2030プロジェクト」における「OECDラーニング・コンパス(学びの羅針盤)」、(2019年5月発表)で示された概念

2 学校における働き方改革と教師を取り巻く環境整備(4)

学校内外で発生した問題を教職員が一人で抱え込むことなく、組織としてより最適解を導き出すには、様々な課題に対応できる質の高い集団を形成することが求められています。そのためには、働き方改革を通じて学校全体が抱える業務を見直し、安全・安心な勤務環境を実現するのみならず、縮せずに意見を述べたり、前例や実績のない試みに挑戦する教師を支援できる環境を醸成したりするなどして、学校を心理的安全性が確保できる職場にすることが重要です。

あなたは、このことについて、どのように受け止め、教頭として学校運営に当たるか、現任校の現状も踏まえて具体的に述べなさい。

3 こども基本法とこども大綱

次の文は、2023年12月22日に閣議決定された「こども大綱」からの抜粋です。空欄に適切な語句を記入しなさい。なお、同じ番号の空欄には同じ語句が入ります。

- (1) こども大綱が目指す「こども(①)社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその(②)の擁護が図られ、身体的・精神的(③)的に将来にわたって幸せな状態((④))で生活を送ることができる社会である。
- (2) 具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や(③)に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
- ・心身ともに健やかに成長できる
 - ・個性や(⑤)が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる((⑥)を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
 - ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、(⑦)力を得ることができる
 - ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
 - ・固定観念や(⑧)を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の(⑨)を広げることができる
 - ・自らの(⑩)を持つための様々な支援を受けることができ、その(⑩)を表明し、社会に参画できる
 - ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや(③)にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
 - ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に(⑪)して暮らすことができる (以下省略)
- (3) こども大綱は、こども基本法第9条において、政府が定めることが規定されています。この「こども基本法」が制定された背景と、こども基本法の目的を簡潔に書きなさい。
- (4) 2022年12月に改訂された「生徒指導提要」では、児童の権利に関する条約とあわせて「こども基本法」の基本理念や趣旨が盛り込まれています。児童生徒の基本的人權に十分配慮し、一人一人を大切にした教育を行うことが求められています。特に第3条基本理念の3号・4号では、全てのこどもについて「意見を表明する機会」が確保され、その意見が尊重されることが定められています。一人一人のこどもが安心して自らの意見を表明することができ、それが大切にされる学校づくりに向けて、どのような取組を行うことが必要と考えるか、簡潔に述べなさい。また、その際、教頭として果たすべき役割についても触れなさい。

(1) ① ② ③ ④
(2) ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪

4 不登校問題(1)

次の文は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(文部科学省、2023年3月31日)の中で示された3つの「目指す姿」からの抜粋です。空欄に適切な語句を記入しなさい。なお、同じ番号の空欄には同じ語句が入る。

(1) 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

- ①不登校特例校の設置促進
- ②①(②等)の設置促進
- ③教育支援センターの機能強化
- ④高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- ⑤多様な学びの場、(③)の確保

(2) 心の小さな(④)を見逃さず、「チーム学校」で支援する

- ①1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期(⑤)を推進
- ②「チーム学校」による早期(⑥)
- ③一人で悩みを抱え込まないよう(⑦)を支援

(3) 学校の風土の「(⑧)」を通して、学校を「みんなが(⑨)して学べる」場所にする

- ①学校の風土を「(⑧)」
- ②学校で過ごす時間の中で最も長い「(⑩)」を改善
- ③いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- ④児童生徒が主体的に参画した(⑪)等の見直しの推進
- ⑤快適で(⑫)のある学校環境整備
- ⑥学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、(⑬)を学ぶ場に

(1) ①

②

③

(2) ④

⑤

⑥

⑦

(3) ⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

4 不登校問題(2)

小・中学校における不登校児童生徒数は、9年連続で増加しており、2022年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、過去最多約29.9万人に上るなど、生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、同調査からは、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談、指導等を受けていない小・中学生が約5.9万人に上ることも明らかになっています。こうした状況を受けて、文部科学省では、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLO プラン)を取りまとめました。本プランでは、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、主な取組として次の3つを挙げています。

- ①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。
- ②心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する。
- ③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。

(1) 不登校児童生徒への支援に係る取組について課題として捉えていることを、現在あなたが勤務している学校の実態 実情等を踏まえて述べなさい。

(2) その課題を改善するために、教頭として、不登校児童生徒への支援に係る取組をどのように推進していくか、本プランの主な取組①～③のうち、いずれかの視点で述べなさい。

5 「生徒指導提要」の改訂とこれからの生徒指導(4) (教師による不適切な指導)

「生徒指導提要」(文部科学省、2022年12月)について、次の設問に答えなさい。

- (1) 2022年12月に生徒指導提要が改訂され、「懲戒と体罰」に関する項目に、新たに「不適切な指導」が加えられ、具体的な例や防止のための留意事項が示されています。「不適切な指導」と考えられる例を具体的に2つ挙げなさい。
- (2) あなたは校長として、全職員に対し、朝の職員会議で「不適切な指導」の未然防止について 2分程度の講話を行います。その講話の原稿を作成しなさい。ただし、講話の導入のための原稿は除くものとします。
- (3) 保護者から「子供が『担任のA先生は言葉が厳しい、怖くて質問もできない』と言っているので何とかしてほしい」と訴えがありました。あなたは、このことについて教頭としてどのように対応しますか。初動対応を中心に具体的に述べなさい。

5 「生徒指導提要」の改訂とこれからの生徒指導(5)(性的マイノリティ問題)

「生徒指導提要」(2022年12月)では、「性的マイノリティ」に関する課題と対応が新たに盛り込まれました。また、2023年6月23日には「LGBT理解増進法(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)」が公布・施行されました。以下の問いに答えなさい。

(1) このことに関連して、次の条文等の空欄に適切な語句を記入しなさい。なお、同じ番号の空欄には同じ語句が入る。

① 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、(1)的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の(2)の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

② 性的指向及び(3)の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)において、「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。また、「(3)」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

③ 性的指向及び(3)の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又は(3)にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び(3)を理由とする(4)はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら(5)する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

④ 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及び(3)の多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する(6)体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 「生徒指導提要」(2022年12月)では、「性的マイノリティに関する理解と学校における対応」において学校に求められる対応を5点挙げています。あなたは、自校には性的マイノリティの児童生徒が在籍しない学校の校長として、性的マイノリティ問題について、どのような姿勢で取り組みますか。この5点を踏まえ、簡潔に書きなさい。

(1) ① ① ② ② ③
 ③ ④ ⑤ ④ ⑥

改訂生徒指導提要では、①学級においては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進すること。②日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくこと。③当該児童生徒の支援は、学校内外の連携に基づく「支援チーム」をつくり、組織的に取り組むこと。④先入観をもたず、その時々児童生徒の状況などに応じた支援を行うこと。⑤指導要録の記載は、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。の5点をあげている。

5 「生徒指導提要」の改訂とこれからの生徒指導(6)(ヤングケアラー、他)

- (1) ①障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている、家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている等、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことを一般に何というか、カタカナで書きなさい。②また、令和6年6月5日成立し、同6月12日施行された改正「子ども・若者育成支援推進法」では、どのように定義しているか述べなさい。③加えて、同改正法が制定された背景について、簡潔に述べなさい。
- (2) あなたが勤務する学校で、祖母と2人暮らしの生徒が、祖母の介護で学校に行けなかったり、経済的に困窮していることが判明した場合、学校にはどのような対応が求められるか、あなたの考えを書きなさい。
- (3) 改訂「生徒指導提要」では、生徒指導の構造を2軸3類4層に構造化しています。このうち、「3類」とは、生徒指導を課題性の高低という観点から「発達支持的生徒指導」、「課題予防的生徒指導」、「困難課題対応的生徒指導」として3分類したものと説明されています。また、「課題予防的生徒指導」は、さらに2種類に分けることができます。この生徒指導の構造に即して、個別の課題の1つである「不登校」を例として、2種類の「課題予防的生徒指導」を行う場合、あなたが校長として取り組みたいことを具体的に書きなさい。

6 教員育成指標

教育公務員特例法の一部改訂に伴い、新たな教師の学びを実現する観点から、令和5年4月1日から、新しい研修制度が始まっています。それに伴い、本県では、教師に求められる資質能力を再整理し、新たな教員育成指標を改訂しました。このことについて、下の問いに答えなさい。(2024年・宮崎県教頭)

① 次は、本県の新たな教員育成指標(教諭等)の5つの資質能力である。空欄(ア)・(イ)・(ウ)に適する語句を答えなさい。

【教員育成指標】

- 1 教職に必要な素養
- 2 学習指導
- 3 生徒指導
- 4 (ア)や(イ)を必要とする児童生徒への対応
- 5 (ウ)や情報・教育データの利活用

② 本県の教員育成指標を活用し、学び続ける意欲を喚起しながら、教師一人一人の資質向上を図るために、あなたは教頭としてどのように取り組みますか。具体的に答えなさい。

① (ア) (イ) (ウ)

②

解説

令和4年8月に公立の小学校等の校長および教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針(国指針)が改正され、各都道府県の教員育成指標(県指標)も改訂された。学校管理職を志す者としては、管理職の指標だけでなく、それ以外の職の指標も熟知し、教職員全体の資質向上に努める必要がある。